

令和5年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和5年3月2日から令和5年3月16日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和5年3月16日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀四郎
政策財政課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ども 課 長	佐 藤 美千代
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、10番、渡部順子君、11番、五十嵐一夫君の2人を指名いたします。

◎議案第3号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第2、議案第3号「会津坂下町個人情報保護法施行条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

議案第3号「会津坂下町個人情報保護法施行条例」について、反対の立場から討論いたします。

失礼しました。まだ質疑ですね。

◎議長（水野孝一君）

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようです。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

失礼いたしました。

議案第3号「会津坂下町個人情報保護法施行条例」について、反対の立場から討論いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い新たに条例を制定しようとするもので、本条例施行に併せて町独自の個人情報保護条例は廃止されることになっています。

昨年の通常国会で成立いたしましたデジタル関連法に係る総務省の資料によれば、個人情報保護制度見直しの全体像として、一つ、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを制定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する、個人情報の定義等を国、民間、地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律の明確化など4項目を示しております。また、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で規定。

二つ目に、法律の的確な運用を確保するため、国はガイドラインを制定する。

三つ目、その上で、法律の範囲内で、かつ、条例を個人情報保護委員会に届出することを前提に、必要最小限の独自の保護措置を許容としています。

デジタル関連法は、国や自治体が事務処理に使う情報システムの共同化と集約、マイナンバー制度の情報連携などの拡大、個人情報保護法制の一元化、強力な権限を持つデジタル庁の設置という四つのツールを使って、これまで以上にデータを集積し利活用を促進するためのものであると思います。国と自治体の個人情報保護制度の一元化は、現在、町が実施しています個人情報の利活用制限を緩和するものであり、また、自治体における情報の流通と連携の障害を排除するために拘束力がないとはいえ、個人情報保護委員会が関与することは本末転倒ではないかと思います。

デジタル関連法及び個人情報保護法の一元化は、行政が特定の目的のために集めた個人情報を企業に開放し、企業のもうけの種として利用し成長戦略につなげようとするもので、個人情報保護の取組には限界があると考えられることから、本条例案に反対いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号「会津坂下町個人情報保護法施行条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第4号「会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号「会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題いたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

今回の改正については、農業委員会については能率給というのは新たに定めるとしたのですが、この能率給については説明から活動実績を反映したいというような説明がありました。この活動実績、それはそれぞれ活動する地区によって違うかと思いますが、各地区で分担する、請け負う、いわゆる量や質に差はないのでしょうか。それを伺いたいと思います。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

農業委員さんの活動につきましては、いわゆる農家の方の相談等によるものがございますので、量や質ということよりも、やはりそういう農家の方に寄り添って相談に乗っていくということが大事だということでございます。それにはやはり農業委員さんの、いわゆる 1 回そういう相談に乗れば、そういう活動になったという形で計算をしながら農業委員さんの活動実績として上げていきたいということでございますので、その量や質というよりも活動実績、活動日数という形で計るしかないのかなという形で、その活動日数を踏まえて実績で払っていきたいということでございます。

◎議長（水野孝一君）

よろしいですか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

いわゆる活動実績ということでありますが、ある地区はすごく多くて大変で、ある地区は全然なくて、そういった差が生じたらまた格差みたいなものはないのかなというところの危惧なんです、どうでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

それぞれの地域によっても差はあるかとは思いますが、ただ、その差という部分は農業委員さんの中で、いわゆる何日以上活動すれば同じような形で実績払いという形になっていきますので、先ほどちょっと言いましたが、忙しいところもあればそんなないところも当然あるかとは思いますが、それぞれの最低限の活動をしていただくということで一定の活動をすれば皆さん同じような金額、いわゆる実績で全員お支払いするという形で考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議案第7号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第7号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(水野孝一君)

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第7、議案第8号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第8、議案第9号「会津坂下町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

給水条例の一部を改正することなんです、この加えられた理由をもう一度教えてください。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

民法が改正されたことに伴って給水条例を改正というようなことでございます。

具体的には、初日にご説明申し上げたとおり、他の宅地を通らないといわゆるインフラ、水道、ガス、電気が供給できないという場合には、事前にその他の土地の所有者等々に申出をするということが義務づけられておりますので、町としましてはその申出をした宣誓書を提出していただくというようなことを条例化したものでございます。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

これは、今まではこの誓約書というのはなくて、ただ従来どおりそのまま使っていたということなんでしょうか。例えば隣のうちの民地を通る水道管があって、そのうちの人は分かっているんでしょうけれども、これに対してどのように今まで説明などをしてきたのかなという、ここをちょっと伺いたいと思います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今までは、民法でもその他の土地を使用することを当然所有者等に申し出ることは法の中でも義務づけられておりました。ただ、町の条例上は宣誓書の提出までは要しないというようなことで、申出をして、当然了解を得てそこを通すなり設置をするというようなことのでございますので、それは当然承諾を得ているものと解釈して町としても対応していたということでございます。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

関連なんですけど、隣のうちの土地の下を水道管が通っていて、その承諾の件は分かります。そのようなことかと思いますが、別の状況としては償い金みたいな状況もあるんですが、償い金、報償金というか迷惑をかけてみたい、そういったことが1年ごとに支払うことが示されているんですけども、こういったことについては、町はどのように対処されてきたのか伺いたいと思います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

町として特に金額を定めているということではございませんので、当然、本人同士の間の中での話し合いでもって償い金といいますか使用料といいますか、その辺は当事者同士のお話し合いの中で決めておったというようなことかと思えます。特に町から幾らぐらいでしょうかというようなことで申し上げたこともございませんし、それは当事者間でお話し合いの上、決めていただきたいというふうな、相談があればそのような形で対応していたということでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号「会津坂下町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第9、議案第10号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第10号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第10、議案第11号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第11、議案第12号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第12、議案第13号「会津坂下町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号「会津坂下町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第13、議案第14号「放棄した権利の額の変更について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

個人的には詳しく伺ったところなんですけれども、確認のために再度この場でもお伺いいたします。これは法的にどのようなになっているか、再度ご説明いただければと思います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

まず、会社の解散の手続については、会社法の規定に基づいて解散の手続をするということになります。民法、商法ございますが、会社法については商法から分離されて、民法が一般法、会社法は特別法として特別法が優先されるというような内容になっております。会社の形態には会社法の規定がございまして、株主総会の議決によって解散をするということと、財務財産の分配についても会社法の中で株式の数に応じて分配するというような規定がございまして、それに基づいて分配をするわけですが、町としては、9月の定例会でもお話ししましたが、町以外の出資者に対しての出資金を保全したいということで、町がその一部を放棄することによって保全される、要するに町が持っている株数を減じることによって会社法に基づいた出資の割合に応じて返還するということができますので、その手続として株主に株式の数を減じる手続として地方自治法に基づいて議会の手続が必要だったということで9月の定例会で議決をいただいております。今回はその変更が生じたので、同じく権利の法規について地方自治法の手続に基づいて議会の議決を求めたいというものであります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号「放棄した権利の額の変更について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号から議案第22号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第14、予算特別委員会に付託しておきました、議案第15号「令和5年度会津坂下町一般会計予算」から、議案第22号「令和5年度会津坂下町水道事業会計予算」までの8件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第15号「令和5年度会津坂下町一般会計予算」

議案第16号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」

議案第17号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計予算」

議案第18号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第19号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」

議案第20号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」

議案第21号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」

議案第22号「令和5年度会津坂下町水道事業会計予算」

◎議長（水野孝一君）

議案の審査経過及び結果についての報告であります。予算特別委員会委員長より報告書がお手元にお配りされております。

審査には全議員が出席し、報告内容はよく承知しているものであります。

会議規則第41号第3項の規定に、会議に諮ってこれを省略することができるとあります。

お諮りいたします。改めて委員長からの報告を求めず、これを省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、改めて委員長からは報告は求めず、これを省略することにいたしました。

これより、予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

予算特別委員会委員長、登壇願います。

◎5番（横山智代君）（登壇）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代予算特別委員会委員長。

◎議長（水野孝一君）

議案第15号から議案第22号までに対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第15号「令和5年度会津坂下町一般会計予算」について、まず反対の討論の発言を許します。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

私は、議案第15号「一般会計予算」に反対の立場から討論を申し上げます。

坂下町のこれからを決定づける重要な一年になります。新庁舎位置決定の結論がなされる1年になろうかと思えます。町長は新しいまちづくり元年と謳っていますが、果たしてそうでしょうか。町長が示した新庁舎については、既に議決済みの決定を覆した都合のよいことは大いに強調し、不都合なことは隠蔽して執行してきたと私に映ります。

庁舎位置への町民アンケートでは、売却の約束がなされている土地を候補地にしたことがまず挙げられます。また、議会全員協議会においても、候補地比較のメリット、デメリットについての比較においては、厚生病院跡地は、メリットを多く、デメリットはあっても少なく列挙しました。現庁舎周辺は、デメリットを多く、メリットはあっても少なく列挙したことです。公正公平に選考するのではなく、町長の自分のみの考えで、

自分がしたいがために執行しているように見えてならないのです。

坂下町に限らず小規模な自治体は、行政と経済の中心が一体となってこそ町がにぎわうことができるのです。祭りが町なか、それも町役場の真ん前で催される、こんな恵まれた町は日本にも福島県にもほとんどありません。これを継承していくのがまちづくりです。

町長は、地方自治法第4条をご存じだろうか。地方公共団体は、その位置を定め、またはこれの変更にあたっては住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとあります。よくたたき込んでほしいものです。このまま行ったら、町長の言うまちづくり元年は今までの営々として引き継がれたまちづくりを壊し、まち壊し元年であると私は言いたい。

このたびの本議案、令和5年度一般会計予算案は、町長の執行方針、予算方針であり、新庁舎を移転するための予算編成が盛り込まれており、これには断固反対を貫いていきたい。よって、本案に反対するものです。

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

私は、委員長報告に対し賛成の立場から討論いたします。

予算全体においては、財政健全化アクションプランに基づき、財政調整基金の確保など町財政の健全化が着実に前進していることに対し、高く評価いたします。しかしながら、個別の事項については、新庁舎建設関連費においてさらに説明の必要があるものと認めることができます。今後注視いたします。

歳入においては、固定資産税の増が見込まれるなど町の経済政策の効果が認められるものとなっております。また、歳出においては、公債費が依然として高い比率にありますが、第6期振興計画において位置づけられた重点事業を大きな柱とし、新しいまちづくり元年として持続可能なまちづくりを目指して積極的に取り組む予算となっております。特に子育て施策においては新たな事業に予算づけがなされており、明るい兆しが見えるものと感じます。

どのような社会情勢においても住民サービスの向上に努めていくことは重要であり、それを念頭に今後の予算執行に当たることを切望し、賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、反対討論の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

議案第15号「令和5年度会津坂下町一般会計予算」について、賛成の立場から申し上げます。

令和5年度当初予算については、予算総額において前年度と比較して1億1,000万円増、一昨年度との比較で実に3億6,000万円増の76億1,000万円とし、新しいまちづくり元年として地域活性化の取組を継続するとともに、第6次会津坂下町振興計画に示した各種事業に取り組んでいくための前向きな予算編成の姿勢が見てとれます。今後の町の人口減少を緩やかにし、かつ、持続可能なまちづくりを進めていくために、過疎対策を町の最重点事業として位置づけ、交流人口対策、関係人口対策、定住人口対策に少子化対策を加えた四つの人口対策により、過疎対策を総合的に推進していく取組に対して、令和5年度、大いに期待するものであります。

また、第6次振興計画の実施計画で重点的に進めていくことの事業を中心に、子育て、教育、健康づくり、福祉の充実、産業・商工業の振興のための政策実現のために積極的に取り組む予算編成となっていることを私は高く評価したいと思います。財政健全化アクションプランの実施により、その財政健全化も現在、着実に前進している中、ここで決して気を緩めることなく事業執行と財政健全化の両輪のバランスをうまく取り、令和5年度も継続した取組を進めていただきたい、そのように考えます。

最後に、令和5年度全体での予算執行におきまして、財政健全化を念頭に置きながら、当初の持続的発展に向けた最良の行政運営をされますことを切に要望いたしまして、本案への賛成討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

私は、この案に賛成の立場から討論をいたします。

総論では本予算に賛成をいたします。しかしながら、保育行政、保育支援の視点では、

町とは考えを異にするものであります。昨年、保育料を見直し、結果的に値上げする条例が可決されました。このことには今も反対の立場を持っています。この可決によって、保育料関係においておよそ750万円の増収となります。低所得者層ほど負担感は大きいことは承知のことと思います。加えて、改定するタイミングが悪いことも指摘してまいりました。ウクライナ情勢が加わった諸物価高騰、電気代の高騰を誰もが実感し、生活を直撃、ため息を漏らしていると思います。

国は、電力費値上げ幅の圧縮や追加の物価高騰対策をめぐり、低所得世帯に一律で3万円を支給するとともに、子育て世帯には別途、子供1人当たり5万円の支給を検討する考えを明らかにしました。昨日のニュースです。このように国も支援策に動きが加速しています。

保育料の値上げは凍結すべきと一般質問の中でも主張してまいりました。答弁では、保護者からの意見や相談に対応し、生活困窮世帯には減免等により負担軽減を図っていくとのことでありました。これら個別の対応とすることは実際には保護者は申し出にくく、また、果たして保育料改定方針で言っていた算定の透明性にかなっているか疑問が残ります。迅速性にも欠け、申出がなくても一律に対応すべきと思っています。プッシュ型として保育料の値上げは凍結すべきと考えます。今後の補正でも対応は可能であります。

予算資料の中には、消費者物価指数が上がっている、個人の収入は上がっていない等の記述があり、このような認識がある中で保育料の増収を見込むのは、提案した原課としても葛藤を生んでいるかと思っています。住民に一番近い町がその感覚を失うことは住みにくさを感じてしまう、もっと住民に寄り添った方策の展開を望むばかりです。柔軟な対応を求めたいと思います。

ある調査によると、既婚女性の77.3%が、子供は3歳くらいまでは母親は仕事を持たずに育児に専念したほうが良いと回答しています。既婚女性の約8割は、乳幼児のうち是在宅育児を希望しているにもかかわらず、様々な事情により保育所に子供を預けているわけです。経済的理由で共働きを選択せざるを得ない、あるいは育休を取得できない状況があるとしている調査でありました。保育料改定に当たっては、町は保育と在宅育児の不公平感というものを挙げていました。この解決に町は弱者側に立っていなかったと思います。子育て世帯を分断すべきではないと申し上げました。保育を希望する全世帯の受入れの検討、あるいは在宅育児世帯への応援金の支給などの検討を改めて提案したいと思います。それこそ異次元の子育て支援を坂下町、この町はやるべきだと思います。全国にその範を示すべきでもあると思います。

一昨日のニュースでは、保育所付移住、これがとても人気であるとの見出しで、移住したいが子供の預け先がない、自然の中で誰かに子供を見てもらい自分は仕事に専念したい、こういうニーズが高まっていることから、保育所付移住に人気があるということ伝えていました。子育て支援が移住定住策にも大きく資するということ言うまでもないと思います。

国基準が低くなったら坂下も下げるというのではなくて、坂下町のアイデンティティ

一としての子育て支援を確立すべきときではないでしょうか。そして、受益者負担、この言葉は子育てにはなじみません。最大の受益者は会津坂下町そのものと思っています。受益は、町のにぎわいや活気、優しさや暮らしやすさの源であります。改めて申し上げますが保育料値上げは凍結すべきで、町長の英断、人情に篤かった大岡裁きを期待するばかりです。

最後にいたしますが、予算委員会では執行に当たっての決意をおただししましたところ、町民のためになるように執行していきたいとの答弁があり、「町民のために」との言葉に救われた思いでありました。大プロジェクトが遅滞なく進むよう念願し、賛成の討論いたします。

(「反対貫けよ」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

本予算に対して賛成の立場から討論いたします。

町の役割は、町民の福祉の向上であります。医療、教育、産業の育成などなどについて、持続可能なまちづくりのための予算編成になっているものと評価いたします。

ただ、今、新庁舎建設に向けて走ろうとしておりますが、この新庁舎建設に向けて、町民の生活、住民サービスの低下があってはならない、これまでも申し上げてきたと思います。しかるに、今ほど同僚議員が討論されましたように、保育料が最大1.5倍になろうとしています。4月1日から施行されます。今、皆さんご存じのように、日本の賃金は30年間、実質賃金は上がっておりません。周知のとおりであります。今年の1月に至っては4%を超える実質賃金の低下になっています。

今、春闘、春季生活闘争のさなかで、賃上げを満額回答されている大きな企業がございますが、地方にあっては中小企業がその多くを占めている中で、物価値上げに相当する賃上げができていないのか、これもご存じのとおりだろうと思います。そんな中で若者が子育てをしなければならない。町長もしっかりと分かっているとおりであります。

大英断をもってこれを完全に凍結する、年限を限ってでしようがそういう早期の判断を求めたいと願い、賛成の討論いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

議案第15号の賛成の立場から申し上げます。

令和5年度当初予算につきましては、財政健全化の取組や新型コロナウイルス感染症の対応に充てる中での予算編成となり、大変な苦労があったかと思います。また、今年度のふるさと納税につきましては、前年度2億6,000万円を大きく上回る3億5,000万円の実績見込みとのことで、実財源の確保として大きな成果となったことと思います。この成果は令和5年度当初予算にも反映されており、今年度のふるさと納税寄附金実施額の実績額分を基金から繰入れすることにより、第6次会津坂下町振興計画実施計画において位置づけられた重点事業が効果的に実施されることと思います。特に最重点施策である過疎化対策事業を中心に、地域づくり推進事業、地域コミュニティセンター運営事業など振興計画で示された政策実施のために前向きに取り組む予算となっていることを評価したいと思います。

また、令和3年度末の財政基金残高は6億3,378万3,000円であり、本年度末には7億円を超える見通しであることから確実に財政の健全化が進んでいると思いますが、ここで気を緩めることなく、事業執行と財政健全化のバランスを取りながら行政運営を行っていくことが必要であると思います。令和5年度の予算執行におきましても、財政の健全化を念頭に置きながら将来をしっかりと見据え、町の発展に向けた最善の行政運営をなされることを要望いたしまして、本案への賛成討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

議案第15号「令和5年度会津坂下町一般会計予算」について、賛成の立場から討論をいたします。

令和5年度会津坂下町一般会計予算につきましては、令和6年度までを財政健全化重点期間と位置づけている中で、古川町長が令和5年度を新しいまちづくり元年と位置づけ地域活性化の取組を継続させるとともに、第6次会津坂下町振興計画に示した「やっぱり坂下がいいと思える町」を目指し取り組んでいくと示され、それが反映された予算編成となりました。

財政健全化とともにウィズコロナへの対応などに向けて取り組まなければならない中、非常に厳しい予算編成であったのではないかと思います。しかしながら、福祉基金2億

8,500万円の一般会計への繰替運用が不適切な状態で長年続いていることが明らかになりました。財政調整基金、行政センター建設整備基金などに繰り入れ、積み立てることも重要ではございますが、福祉基金の繰替運用には利率による運用益が発生いたします。つまり、繰戻しするべきものを繰戻ししていないことは、長年、利率による運用益が発生し続けております。また、繰戻し遅延などについては看過できない事案ではないかと考えます。なぜこのようなことが起こったのか、なぜこのような状態が長年続いてきたのか、原因究明、再発防止に努め、会津坂下町福祉基金条例にのっとり適切な対応をすることを切に望みます。

社会変化に対応した行政運営、行政サービスの提供により、第6次会津坂下町振興計画に掲げた町の将来像へ向かって適切な事務処理をしていただきながら、着実に進んでいただくことを切に要望いたしまして、賛成討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号「令和5年度会津坂下町一般会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。再開を11時05分といたします。（午前10時52分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午前11時05分）

続いて、議案第16号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」についての

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計予算」についての討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」についての討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」についての討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第20号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」についての討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第21号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」についての討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第22号「令和5年度会津坂下町水道事業会計予算」についての討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号「令和5年度会津坂下町水道事業会計予算」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号から議案第30号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第15、議案第23号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」から議
案第30号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」を一括議題といた
します。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第23号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」

議案第24号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」

議案第25号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」

議案第26号「令和4年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

議案第27号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」

議案第28号「令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予
算（第3号）」

議案第29号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」

議案第30号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第23号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第23号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明を

申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に5,252万4,000円を追加し、予算の総額を89億3,714万1,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

第2条繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表、繰越明許費によるとするものです。

第3条地方債の変更は、第3表、地方債補正によるとするものです。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費についてご説明をいたします。令和5年度へ繰り越す事業は10事業であり、事業費総額2億7,943万5,000円となります。

まず、2款1項情報化施策推進体制整備事業352万円は、個人情報の保護に関する法律の改正により義務化される個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する業務を委託するものですが、各課で保有する個人情報の調査、個人ファイル簿の作成に不測の時間を要することから繰り越すもので、完了は令和5年6月を予定しております。

次に、過疎対策事業（定住人口対策）80万円は、若者の定住促進のための住宅取得補助金2件分で、建築資材について調達が困難であったことなどから年度内完成が困難な状況となったため繰り越すもので、完了は令和5年6月を予定しております。

次に、町道舗装事業（2項道路）129万3,000円は、敷地のセットバック分を測量後、町道用地として購入するものですが、測量過程で既設測量鈎や境界杭が消失していることが発覚し、復元後に確認が必要となり年度内の完了は困難であることから繰り越すもので、完了は令和5年6月を予定しております。

次に、6款1項産地パワーアップ事業783万9,000円は、農業者の農業機械2台の導入に対し補助するものですが、国の令和4年度第2号補正予算を活用し令和5年度予定の事業を本補正予算で措置するものであり、年度内の完了は困難であることから繰り越すもので、完了は令和5年9月を予定しております。

次に、8款2項橋梁整備事業7,105万1,000円は、丈助橋架替工事の測量設計を実施するものですが、当初、現位置での架け替えを予定しておりましたが、地盤の支持力が確保できないことが判明し橋梁位置を再検討したことから、位置選定に不測の日数を要し年度内の完了は困難であることから繰り越すもので、完了は令和6年3月を予定しております。

次に、8款4項坂下東第一土地区画整理事業133万5,000円は、区画整理事業地内における地権者への移転補償費で、地権者が年度内に移転先住宅を建築する予定でありましたが、資材調達が困難になったことから建設計画の再調整が必要となり、年度内の完成は困難であることから繰り越すもので、完了は令和5年12月を予定しております。

次に、公共下水道事業1,174万5,000円は、下水道事業特別会計への繰出金ですが、町道上口線ほか管渠工事において想定以上の地下湧水等の発生により施工能率が低下し、年度内の完了が困難であることから繰り越すもので、完了は令和5年6月を予定しております。

次に、用排水路整備事業1,620万円は、抜戸堀排水路整備工事で、当該水路の水量が想定より多く、施工能率が低下し年度内の完了が困難であることから繰り越すもので、完了は令和5年4月を予定しております。

次に、8款5項防災拠点建築物耐震化促進事業1億3,565万2,000円は、旧厚生病院の解体補助金で、工事着手後、壁の内部からアスベスト建材及び法の基準値を超える土壌が確認され詳細を調査、関係機関の協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難であることから繰り越すもので、完了は令和6年3月を予定しております。

次に、11款1項農業施設災害復旧業務3,000万円は、8月上旬の豪雨で被災した袋原地区の農地3か所、本名地区の農業施設2か所の復旧工事ですが、災害査定が11月に行われ冬期間の作業となったことから、現場の状況が悪く年度内の完了は困難であることから繰り越すもので、完了は令和5年11月を予定しております。

6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正についてご説明いたします。今回の補正では、変更が2件です。

まず、町営住宅整備事業は、町営古町川尻団地3・4号棟給水設備等改修工事費の確定により1,800万円を減額するものです。

次に、消防施設整備事業は、村田区消防団屯所の実施設設計業務委託費の確定により20万円を減額するものです。

以上、変更が2件で、合計1,820万円の減額となります。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページの総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額88億8,461万7,000円、補正額5,252万4,000円の増、補正後の額89億3,714万1,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては歳入と同額になります。財源内訳につきましては、国県支出金が7,349万円の減、地方債が1,820万円の減、その他特定財源が655万7,000円の増、一般財源が1億3,765万7,000円の増であります。

3ページをご覧ください。2、歳入の詳細についてご説明いたします。

1款1項1目個人町民税、補正額3,500万円の増は、新型コロナウイルスによる減収を見込んでおりましたが、個人収入への影響が少なかったことによる調定見込額の増と徴収率の見込みから収入見込額を増額するものです。

2目法人町民税、補正額1,215万円の増は、1節現年課税分1,200万円の増については、電子部品製造業及び総合建設業法人の業績が伸びており、増収が見込まれるため増額するものです。

2節滞納繰越分15万円の増は、実績及び収入見込みにより増額するものです。

1款2項1目固定資産税、補正額4,300万円の増は、1節現年課税分4,000万円の増は、当初、新型コロナウイルスによる徴収率低下を見込んでおりましたが、その影響が少なく、前年度程度の徴収率が見込まれるため増額するものです。

2節滞納繰越分300万円の増は、実績及び収入見込みにより増額するものです。

4ページをご覧ください。

1款3項1目軽自動車税環境性能割、補正額200万円の増は、令和4年4月から臨時的軽減措置が終了し、軽減の適用外となった車両の増により収入見込額を増額するものです。

1款3項2目軽自動車税種別割、補正額240万円の増は、標準税率となった車両の増などにより収入見込額を増額するものです。

1款4項1目町たばこ税、補正額1,100万円の増は、当初、売上本数は減少するものと見込んでおりましたが、前年度比で197万本の増となっているため増額するものです。

10款1項1目地方交付税、補正額3,368万円の増は、12月の大雪による除排雪経費の増と、当初、追加財政事情分の算定において、全国で大規模な自然災害が多く発生していることから配分額の減額を見込んでおりましたが、前年度と同額程度配分されるものと見込まれるため増額するものです。

5ページをご覧ください。

12款2項2目民生費負担金、補正額26万7,000円の減は、養護老人ホーム措置入所者1名退所によるものです。

4目教育費負担金、補正額350万2,000円の減は、1節学校教育費負担金、121万6,000円の増は、町外からの幼稚園受入園児2名増によるものです。

2節学校給食費負担金471万8,000円の減は、まず、学校給食分が、コロナ禍による小・中学校の学級閉鎖などに伴う喫食数の減による減額、学校給食試食会等分が、外国語指導助手や教育実習生などの不定期者分の喫食数の増による増額、学校給食費滞納繰越分が、実績見込みにより増額となったものです。

13款2項2目衛生手数料、補正額150万9,000円の増は、家庭系ごみ袋の売上げ増によるものです。

6ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額957万1,000円の減は、1節障害者福祉費負担金904万8,000円の減は、障害者福祉サービス及び障害児相談支援の利用者減による減額、4節児童福祉費負担金52万3,000円の減は、子どものための教育・保育給付費は、交付額確定による減額、子育てのための施設等利用給付交付金は、幼稚園預かり保育人数の増によるものです。

2目衛生費国庫負担金、補正額4,201万9,000円の減は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種及び乳幼児の予防接種見込み者数の減によるものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額389万8,000円の増は、マイナポイントの申請手続支援に係る会計年度職員等の人件費の補助で、補助率は10分の10となります。

2 目民生費国庫補助金、補正額2,175万1,000円の減は、1 節地域生活支援事業補助金は、国の補助基準額の確定による減、2 節保育士等处遇改善臨時特例交付金は民間保育士の賃上げに係る交付金で、実績確定による減となります。

7 ページをご覧ください。

3 節住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金は、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に10万円を給付するもので、令和4年12月末で給付事務が完了したため、実績により191世帯分の減となります。

8 節生活困窮者就労準備支援事業費補助金は、成年後見制度の普及や相談、後見人の受任をはじめ、権利を擁護するために令和4年7月に11市町村で設置された会津広域権利擁護センターの管理運営経費等の町負担分に対する補助金が全額増で、補助率は2分の1となります。

3 目衛生費国庫補助金、補正額642万9,000円の増は、1 節循環型社会形成推進交付金は、合併浄化槽設置の実績及び受入れ済み国費の年度間調整により全額減、出産・子育て応援給付金事業補助金が8号補正予算において県補助金で歳入予算を計上しておりましたが、国から直接交付されることとなったため、県補助金から国庫補助金に歳入科目を変更するものです。3 節は、国の令和3年度補正予算分の追加交付分であります。

6 目教育費国庫補助金、補正額42万7,000円の減は、1 節医療施設運営費等補助金は、虫歯予防のフッ化物洗口事業費の実績及び執行見込みによる減、2 節特別支援教育就学奨励費補助金は、小学校分の対象者が7人減、3 節特別支援教育就学奨励費補助金は、中学校分の対象者5名減によるものです。

8 ページをご覧ください。

15款1項2 目民生費県負担金、補正額149万円の減は、1 節は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による増、2 節は、障害者福祉サービス及び障害児相談支援の利用者減による減、3 節は、国民健康保険の被保険者数の確定に伴う保険基盤安定負担金の増、4 節未就学児均等割保険税負担金は、未就学児の国保税均等割を5割軽減するもので対象者の10名増による増、7 節子どものための教育・保育給付費は、交付額確定による減、子育てのための施設等利用給付交付金は、幼稚園の預かり保育人数の増によるものです。

9 ページをご覧ください。

15款2項1 目総務費県補助金、補正額200万円の減は、県外からの転入者の住宅取得に対する県補助金の移住支援金と、町の住宅取得補助の県上乗せ分である「来てふくしま住宅取得支援事業補助金」が、本年度分の県の申請受付が終了したため全額減となります。

2 目民生費県補助金、補正額291万8,000円の減は、1 節重度障害者支援事業補助金が、重度医療扶助の対象者の減による減、地域生活支援事業補助金は、国の補助基準額の確定による減、2 節介護保険低所得者利用者負担対策費補助金は、生活保護受給者の介護保険サービス利用料を軽減するもので対象者1名増による増、3 節施設型給付費地方単独費用補助金は、町外の保育施設への入所者の増により全額増、5 節物価高騰対応生活

困窮世帯緊急補助事業補助金は、生活困窮世帯へ7,000円を給付するもので、12月末で事業費が確定したため減額するものです。

3目衛生費県補助金、補正額1,004万9,000円の減は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金が実績による補助金の減、出産・子育て応援給付金事業補助金は8号補正予算において予算を計上したのですが、国から直接交付されることとなったため県補助金から国庫補助金に歳入科目を変更するものです。

10ページをご覧ください。

4目農林水産業費県補助金、補正額1,079万5,000円の増は、各交付金・補助金の確定による増減となります。農業委員会交付金は交付額決定による増、農業委員会費補助金は農地の売買あっせん件数の減による減、農地集積協力金交付金は、農地中間管理機構を通じた農地集積がなかったことによる全額減、水田農業改革支援事業補助金は、経営所得安定化対策事業費の確定による減、地域担い手育成支援事業補助金は農業用機械の導入台数の確定による減、産地パワーアップ事業は、8号補正予算で4台分を計上しましたが、新たに4台の農業機械導入に対して補助するもので増額となっております。

3項1目総務費県委託金、補正額438万7,000円の減は、参議院議員通常選挙費及び福島県知事選挙費の確定によるものです。

11ページをご覧ください。

16款2項4目出資金返還金、補正額1,791万円の増は、会津ばんげ公共サービスの解散に伴う清算事務の完了により、出資金2,000万円から清算事務に要した経費分を差し引いた出資金の返還分で全額増となります。

17款1項1目一般寄附金、補正額24万円の増は、一般寄附3件分の増です。

18款1項2目公共施設整備基金繰入金、補正額1,466万3,000円の減は、坂下南小学校北校舎屋上防水改修工事費に充当するため予算計上した3,759万3,000円から、工事完了により工事費が2,293万円で確定したため、差額を減額するものです。

12ページをご覧ください。

20款4項4目雑入、補正額375万7,000円の増は、資源ゴミ回収売却益が、アルミ缶などの買取単価の増による増、宝くじ助成金は、自治宝くじの売上げ増による配分額の増、湯川村学校給食業務受託料は、学校給食センターの電気料などの施設管理経費等による増、デジタルオンライン手続推進事業は、マイナンバーを利用した行政手続の開始に伴うオンライン化連携サーバ等構築委託額の確定による減、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業は、令和7年度までのシステム標準化に係るシステム更改事業費の確定による増、過年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、実績額の確定による減額となります。

21款町債、町債につきましては、第3表の地方債の補正によりご説明したとおり変更が2件です。これにより、町債の総額は1,820万円減の1億9,690万円となります。

13ページをご覧ください。3、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目議会費、補正額103万4,000円の減については、7節は、掲額写真代等がありますが、執行残による減、8節は、コロナ禍により宿泊を伴う研修の中止などによ

る旅費の減、10節は、議会報の1ページ当たりの単価減による減、12節は、会議録調整業務の1時間当たりの単価減による委託料の減となります。

2款1項1目一般管理費、補正額867万円の減については、4節は執行見込みによる減となります。

14ページをご覧ください。

7節は、行政区の世帯数確定による減、10節は、電気料高騰による本庁舎、東分庁舎及び南分庁舎の電気料の増、12節は、職員検診の実績及び執行見込みによる減となります。

2目文書広報費、補正額90万円の減は、広報あいづばんげの発行ページ数の減によるものです。

5目財産管理費、補正額2億1,998万2,000円の増は、10節及び12節は、旧糸桜里の湯ばんげの閉館に伴い水道料及び電気工作物保安管理委託料の減、24節は、財政調整基金が、一般寄附3件分の24万円と本補正予算の剰余金4,000万円を積立てするものです。減債基金は、福島県市町村振興基金から借入れした起債を令和5年度に繰上げ償還するため積立てをするものです。福祉基金は、平成13年度に繰替運用した1億3,000万円のうち3,000万円と、繰上げ運用時に設定しました0.03%の利率に対して、21年間分の利息18万9,000円を加えて返済するものです。公共施設整備基金は、歳入において会津ばんげ公共サービスから返還される出資金の積立て、行政センター建設基金は、新庁舎建設に向け積立てをするものです。15ページの廃棄物処理施設整備基金は、家庭用ごみ袋の販売手数料の収入見込み増分の積立てになります。

6目企画費、補正額153万5,000円の増は、電気料高騰により各地区コミュニティセンターの電気料が不足することから増額するものです。

7目交通安全対策費、補正額6万円の減は、コロナ禍により交通教育専門員の研修会が中止となったことによる減額です。

8目電算管理費、補正額243万9,000円の減は、12節が行政手続のオンライン化連携サーバ等構築費の確定による減、13節が基幹系情報ネットワークサーバの更新が半導体不足による導入遅延で本年度のリース期間が短縮となったため、減額となっております。

9目過疎対策費、補正額631万8,000円の減は、1節から16ページの13節までは、地域おこし協力隊について当初新たに3名の採用を予定しておりましたが、2名の採用となったことから1名分の人件費と活動用の事務用品費、自動車借上料を減額するものです。

18節の移住支援金とふくしま住宅取得支援事業補助金は、本年度分の県の申請受付が終了したため減額するものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額161万1,000円の減は、3節と11節がマイナンバー交付事務に係る時間外手当の増と執行見込みによる郵便料の減、13節が戸籍総合システム機器更改が半導体不足による導入遅延で本年度のリース期間が短縮となったため減額となっております。

17ページをご覧ください。

4項3目参議院議員通常選挙費、補正額198万6,000円の減は、執行額の確定によるも

のです。

19ページをご覧ください。

4 目福島県知事選挙費、補正額233万9,000円の減は、執行額の確定によるものです。

21ページをご覧ください。

6 項 1 目監査委員費、補正額 9 万2,000円の減は、監査委員費の確定により費用弁償、作業着代を減額するものです。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額756万2,000円の減は、各特別会計への繰出金となりますが、国民健康保険特別会計繰出金は、軽減世帯割の割合が61%を超えたことから財政安定化支援の算定割合の変更などにより増額、22ページの後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金繰入額の確定などによる増額、介護保険特別会計繰出金は、コロナ禍の影響による介護サービス利用者の減により減額するものです。

2 目障害者福祉費、補正額1,250万円の減は、重度障害者支援事業が医療扶助の対象者の減によるもの、自立支援給付費は、コロナ禍の影響により施設受入れができないことなどによる利用者の減、障害児給付費は、放課後デイサービス利用者の2名増などにより増額するものです。

3 目老人福祉費、補正額197万1,000円の減は、18節が生活保護受給者の介護サービス利用料を軽減するもので、対象者1名増による増、19節が転出・死亡などによる長寿祝金該当者の減、措置入所者の1名退所により減額するものです。

5 目臨時福祉給付費、補正額1,931万9,000円の減は、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に1世帯当たり10万円を給付した臨時特別給付に係る事業費、事務費の確定によるものです。事務費で21万9,000円の減、給付費分で191世帯1,910万円の減となっております。

23ページをご覧ください。

2 項 1 目児童福祉総務費、補正額21万3,000円の増は、10節が電気料高騰による子育てふれあい交流センターの電気料の増、12節が令和3年度放課後児童健全育成事業費の確定により発生した国への返還金を計上したものです。

4 目児童福祉施設費、補正額163万5,000円の減は、12節保育所の給食提供は欠席者の増により喫食数が減となったことによるもので、18節、24ページになりますが、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は民間保育士の賃上げに係る補助で、実績確定により減額するものです。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、補正額75万円の減は、健康管理システムの導入が半導体不足による導入遅延で本年度のリース期間が短縮となったため減額するものです。

2 目予防費、補正額294万2,000円の減は、12節は、妊婦等健康診査が受診見込者数の減、予防接種は乳児期の接種者数の減、産後ケア事業は対象者数の減によるもので、22節は、令和3年度産後ケア事業費等の確定により発生した国への返還金であります。

3 目環境衛生費、補正額772万1,000円の減は、合併処理浄化槽設置実績による補助金の確定により減額するものです。

5 目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額5,295万3,000円の減は、11節が物価高騰

対応生活困窮世帯緊急補助事業の事務費確定による減となります。

25ページをご覧ください。

12節が新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費で、4回目のワクチン接種及び乳幼児の予防接種見込者数の減によるものです。18節は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した会津坂下町生活支援事業のうち、4事業の事業費の確定による執行残の減額となります。

2項1目塵芥し尿処理費は、資源ゴミ回収売却益の増による財源内訳の補正となります。

26ページをご覧ください。

6款1項1目農業委員会費、補正額16万円の減は、農地売買における調整会議開催回数の減と、コロナ禍により研修会がウェブ開催となったことによるものです。

2目農業総務費、補正額33万円の減は、農事組合事業補助金の確定によるもので、野ソ駆除用薬剤費の減などによるものです。

3目農業振興費、補正額820万2,000円の増は、各事業費の確定及び執行見込み並びに各種補助金額の確定によるものです。1節は、鳥獣被害対策実施隊の出動回数の減に伴う減、10節、12節は、農村環境改善センターが火災報知器の故障で貸出しを11月から休止したため、利用者の減により電気料、空調設備保守委託料を減額するものです。13節は実績による減、18節は、水田農業改革支援事業から27ページの狩猟免許取得費等までの実績による減、産地パワーアップ事業が、農業機械4台の導入に対する補助で増額となります。なお、農業機械2台分については、国の令和4年度第2号補正予算を活用し令和5年度予定の事業を予算措置するもので、繰越事業となります。有害鳥獣侵入防止柵等購入補助金は実績による減、農地集積協力金は、農地中間管理機構を通じた集積がなかったことから全額減するものです。

5目農地費、補正額348万8,000円の減は、18節が県が実施した鶴沼川防災ダム事業費の確定による負担金を減額するものです。27節農業集落排水事業への繰出金は、使用水量の減による使用料収入の見込みの減と、維持管理費などの確定により増額するものです。

7款1項2目商工業振興費、補正額10万円の減は、空き店舗の新規申込実績がなかったため減額するものです。

3目観光費、補正額56万円の減は、町営スキー場の管理運営経費の実績によるものです。

28ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費、補正額510万6,000円の減は、防雪柵設置及び撤去委託額の確定による減と、道路整備工事に伴う電柱移転が不要となったことから、移転補償費を全減額するものです。

2目道路新設改良費、補正額301万円の減は、町道原村前線測量設計事業費の確定による減と、町道整備工事に伴う電柱移転補償費がN T T柱で無償となったことから、移転補償費を全額減するものです。

3目街路灯費、補正額216万7,000円の増は、10節が電気料高騰による街路灯電気料の増と球切れによる修繕のため増額するものです。

29ページをご覧ください。

18節が旧町内行政区が所有している街路灯の電気料を半額補助するもので、電気料高騰により増額するものです。

3項2目河川維持費、補正額16万3,000円の減は、田沢川などの準用河川の浚せつ工事費の確定によるものです。

4項2目土地区画整理費、補正額210万1,000円の減は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計への繰出金で、保留地の売却による歳入増などにより繰出金を減額するものです。

4目下水道費、補正額702万7,000円の増は、下水道事業特別会計への繰出金で、下水道使用料収入見込みの減による歳入の減などにより繰出金を増額するものです。

30ページをご覧ください。

5項1目住宅管理費、補正額1,770万円の減は、12節が町営住宅長寿命化計画の改定事業費の確定による減、14節は、古町川尻団地3・4号棟の給水設備改修工事費の確定による減で、起債も併せて減額となっております。

9款1項1目非常備消防費、補正額136万8,000円の減は、4節が消防団員数の確定による減、7節、8節がコロナ禍による防災訓練・ポンプ操法大会、宿泊を伴う研修の中止などによる減、17節が消防団団旗・分団旗の購入費の確定による減となります。

31ページをご覧ください。

18節は、消火栓用ホース格納箱の購入申請がなかったことから減額するものです。

2目消防施設費、補正額61万3,000円の増は、17節がポンプ操法大会の中止によるホース購入費の減、18節は、町道北裏通り線、八幡神社前通線の配水管敷設工事に伴う負担金を増額するものです。

10款1項2目事務局費、補正額31万3,000円の減は、園児・児童・生徒のフッ化物洗口事業費の実績及び執行見込みによるものです。

32ページをご覧ください。

2項1目小学校費、学校管理費、補正額1,324万5,000円の減は、10節が燃料費の高騰による東・南小学校の灯油代の増、14節は、南小学校北校舎屋上防水改修工事費の確定による減額です。

2目教育振興費、補正額166万6,000円の減は、13節が指導者用デジタル教科書が実証事業該当により国から提供されたことによる減、19節は、小学校の就学援助費の対象者4名減と特別支援教育就学奨励費の対象者7名減による減額です。

3項1目中学校費学校管理費、補正額31万6,000円の増は、燃料費の高騰による坂下中学校の灯油代の増です。

2目教育振興費、補正額128万2,000円の減は、中学校の就学援助費の対象者8名減と特別支援教育就学奨励費の対象者5名減による減額です。

33ページをご覧ください。

4 項 1 目幼稚園費、補正額405万円の減は、1 節が執行見込みによる減、12節が幼稚園送迎バス事業費の確定による減です。

5 項 4 目埋蔵文化財発掘調査費、補正額18万2,000円の減は、遺跡発掘調査事業費の確定によるものです。

34ページをご覧ください。

6 項 2 目学校給食費、補正額12万4,000円の減は、10節が電気料高騰による給食センターの電気料の増、水道料が執行見込みにより減、修繕料が自動消毒手洗い器の部品交換による増、賄材料費が給食喫食実績見込みによるものです。12節は、本年度、学校給食費の公会計化に伴うシステム改修を実施いたしました。運用する中で新たに個人ごとの喫食数や副食費の管理機能が必要となったため、給食費公金管理システムの改修による増、13節は、本年度、給食搬送用のトラックの更新を予定しておりましたが、自動車用の部品不足により納期が令和5年8月となることから全額減とするものです。

最後に、13款 1 項 1 目予備費、補正額21万9,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は3,856万5,000円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第24号から議案第26号まで説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第24号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ1,021万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,457万2,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入については、国保税軽減や実績報告に伴う補正、歳出については、各種事業費等の精算に伴う補正が主なものとなります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをご覧ください。1の総括になります。

まず、歳入であります。

4 款県支出金から 8 款諸収入まで合計1,021万9,000円を追加し、歳入合計を18億

2,457万2,000円にするというものでございます。

次に、2ページをお開きください。歳出であります。

1款総務費から9款予備費までの合計1,021万9,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の18億2,457万2,000円にするというものです。財源内訳は、国県支出金が39万7,000円の増、その他が80万円の増、一般財源が902万2,000円の増となります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。

4款1項1目保険給付費等交付金42万9,000円の増は、出産・育児一時金の補正による減及び特別交付金の額確定によるものです。

同じく、2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金3万2,000円の減は、確定によるものです。

6款1項1目一般会計繰入金902万2,000円の増は、各種経費の確定によるものです。

4ページをお開きください。

8款3項7目特定健康診査等負担金は、令和3年度に実施した特定健康診査の実績報告により追加交付となったことによるものです。

5ページをご覧ください。歳出になります。

1款1項1目一般管理費は、財源内訳の補正となります。同じく、2目連合会負担金16万5,000円の増は、連合会が管理するシステムの改修費用について、保険者ごとに負担金を支払うものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、財源内訳の補正となります。同じく、4項1目出産・育児一時金126万円の減は、出生数が当初見込みよりも少なくなったことによるものです。

6ページをお開きください。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、財源内訳の補正となります。

5款1項1目特定健康診査等事業費345万円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者が減となったことによるものです。同じく、3項1目施設管理費15万円の減は、健康管理センターの修繕が例年より少なかったことによるものです。

7ページをご覧ください。

9款1項1目予備費は1,491万4,000円の増で、5,168万6,000円となります。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。再開は午後1時といたします。（午前11時58分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午後1時00分）

◎議長（水野孝一君）

議案第25号から説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第25号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,461万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,036万2,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

今回の補正は、保険料見込額の変更及び事業の精算による補正であります。詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1の総括になります。

まず、歳入であります。

1 款保険料から9 款諸収入までの合計1 億1,461万7,000円を減額し、歳入合計を23億1,036万2,000円にするというものです。

次に、2 ページの歳出であります。2 款保険給付費から6 款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の23億1,036万2,000円にするというものです。財源内訳は、国県支出金4,189万7,000円の減、その他の財源3,630万6,000円の減、一般財源が3,641万4,000円の減であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款1 項1 目第1 号被保険者保険料、1 節特別徴収保険料59万2,000円の減、及び2 節普通徴収保険料86万2,000円の減につきましては、被保険者数が減少したこと、所得段階の区分において低所得層の人数が増加したことによる減であります。

3 節滞納繰越分普通徴収保険料46万2,000円の減は、実績見込みによる減となります。

3 款1 項1 目介護給付費負担金、1 節現年度分2,184万円の減は、歳出の2 款保険給付費に係る国法定負担分である居宅分20%、施設分15%分の減によるものです。

3 款2 項1 目調整交付金、1 節現年度分調整交付金180万4,000円の増は、交付割合が確定したことによるものです。

4 ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費交付金、1節現年度分3,630万6,000円の減は、歳出、2款保険給付費に係る支払基金交付金の決定による減です。

5款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分2,186万1,000円の減は、歳出、2款の保険給付費の県法定負担分であり、居宅分12.5%、施設分17.5%負担分の減によるものです。

7款1項1目介護給付費繰入金、1節現年度分1,680万8,000円の減は、歳出の2款保険給付費町法定負担分12.5%負担分の減によるものです。

5ページをご覧ください。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金1,844万円の減は、介護給付費が見込みより減になったことにより基金からの繰入れの必要がなくなったことによるものです。

9款3項2目第三者納付金、1節第三者納付金75万円の増は、交通事故による第三者行為にて介護サービスを利用することとなったものについて、示談が成立したことにより賠償額が確定したことによる増です。

6ページをご覧ください。3の歳出になります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費3,881万7,000円の減は、訪問・通所利用件数の減などによるものです。同じく、2目地域密着型介護サービス給付費599万6,000円の増は、地域密着型事業所でのデイサービスなどの利用件数増によるものです。同じく、3目施設介護サービス給付費7,698万6,000円の減は、利用件数減によるものです。同じく、4目居宅介護福祉用具購入費は、国庫支出金の補助率が増となったことによる財源内訳の補正であります。同じく、5目居宅介護住宅改修費176万4,000円の減は、利用件数減によるものです。同じく、6目居宅介護サービス計画給付費は、国庫支出金の補助率が増になったことによる財源内訳の補正であります。

7ページをご覧ください。

2款2項1目介護予防サービス給付費は、国庫支出金の補助率が増になったことによる財源内訳の補正であります。同じく、2目地域密着型介護予防サービス給付費161万2,000円の減は、デイサービスなどの利用実績が減となったことによる補正になります。同じく、3目介護予防福祉用具購入費5万2,000円の増は、利用実績の増による補正になります。同じく、4目介護予防住宅改修費は、国庫支出金の補助率が増になったことによる財源内訳の補正であります。同じく、5目介護予防サービス計画給付費57万円の増は、利用実績の増による補正になります。

続いて、2款3項1目審査支払手数料は、国庫支出金の補助率が増になったことによる財源内訳の補正であります。

8ページをお開きください。

2款4項1目高額介護サービス費216万5,000円の増は、実績見込額増による補正となります。

続いて、2款5項1目高額医療合算介護サービス費は、国庫支出金の補助率が増になったことによる財源内訳の補正であります。

2 款 7 項 1 目特定入所者介護サービス費2,407万1,000円の減は、利用件数が見込みより少なかったことや、令和3年8月の制度改正により食費の負担限度額が変更になったことによるものです。

9 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目償還金35万6,000円の減は、過年度分交付金の返還金であり、令和3年度の地域支援事業の国県交付金が確定したことによるものです。

5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金9,000万円の増は、次期介護保険事業計画のため積み立てるものです。

6 款 1 項 1 目予備費は6,979万4,000円の減で、3,082万1,000円となります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号「令和4年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ184万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,409万1,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいというものであります。今回の補正は、被保険者の異動による保険料見込額の変更及び保険基盤安定対策による繰入金額の補正によるものです。

詳細を事項別明細書により説明申し上げます。1 ページをお開きください。1 の総括になります。

まず、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料から3 款繰入金まで合計184万3,000円を追加し、歳入合計を1億9,409万1,000円にするというものです。

次に、2 ページの歳出であります。2 款後期高齢者医療広域連合納付金に184万3,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の1億9,409万1,000円にするというものです。財源内訳は、一般財源が184万3,000円の増となります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節特別徴収保険料230万円の減は、被保険者の死亡、普通徴収への移行による減、2 節普通徴収保険料391万9,000円の増は、新規被保険者の増及び特別徴収からの移行によるものです。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金22万4,000円の増は、額確定によるものであります。

4 ページをお開きください。3 の歳出であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金184万3,000円の増は、保険料の変更及び繰入金額の確定によるものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第27号から議案第30号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第27号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,325万5,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第2表、繰越明許費によりたいというものであります。今回の補正は、事業費の確定によるものを計上したものであります。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

3ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。

1款3項、事業名は公共下水道事業でありまして、翌年度へ繰り越して使用できる金額を1億3,180万6,000円にしたいというものであります。

繰越の主な理由としましては、発注工事においては、想定外の湧水の発生による施工能率の低下、隣接工区との迂回路の調整が困難であり、近隣住民からの交通規制区間及び期間等の要望に対して不測の日数を要したこと、また、既設上水道管移設のための工程調整に不測の日数を要したことなどによるものであります。業務委託においては、一部工区において地質調査結果を基に設計する路線があり、ボーリング調査用地の地権者の特定及び協議に不測の日数を要したことなどから、年度内の完了が見込めないため繰り越すものであります。内訳でございますが、工事3件、業務委託1件、補償2件の計6件であります。

なお、繰り越す期間につきましては、町道北裏通り線舗装復旧工事及び管渠設計積算業務委託が令和5年5月末、町道上口線ほか管渠工事、町道緑町東1号線ほか管渠工事、町道上口線ほか管渠工事に伴う水道管敷設替工事に係る補償及び町道緑町東1号線ほか管渠工事に伴う水道管敷設替工事に係る補償が令和5年6月末の竣工を予定していると

ころであります。

次に、事項別明細書の1ページをお開きください。1、総括、歳入であります。

1款分担金及び負担金から6款諸収入まで、補正額が69万7,000円の減となり、補正後の歳入合計は5億5,325万5,000円となります。

2ページをご覧ください。歳出であります。

1款下水道事業費から2款公債費まで補正額が69万7,000円の減となり、補正後の歳出合計は5億5,325万5,000円となります。また、補正額の財源内訳は、国県支出金が128万2,000円の減、特定財源としてその他の特定財源が670万5,000円の減、一般財源が729万円の増となっております。

3ページをお開きください。歳入であります。

1款1項1目負担金91万円の増は、全期一括納入及び残期一括納入の増によるものであります。

2款1項1目使用料749万5,000円の減は、水需要の減に伴う使用料収入見込みの減によるものであります。

2款2項1目手数料2万円の減は、排水設備工事指定業者登録数の確定によるものであります。

4款1項1目土木費県補助金128万2,000円の減は、県費補助対象事業費の確定によるものであります。

5款1項1目一般会計繰入金702万7,000円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

6款3項1目雑入は16万3,000円の増であります。内訳としまして、行政財産使用料26万3,000円の増は、下水道工事に伴う坂下中央浄化センターの敷地使用料であります。下水道まつり助成金10万円の減は、コロナ禍による下水道まつり助成事業の中止によるものであります。

4ページをご覧ください。歳出であります。

1款1項1目一般管理費は4万円の減であります。これは、10節需用費でありまして、下水道まつり助成事業の中止による消耗品費の減が主なものであります。

1款2項1目維持管理費65万7,000円の減は、12節委託料の処理場維持管理及び使用料徴収収納事務の確定によるものであります。

1款3項1目建設費及び2款1項2目利子につきましては増減はございませんが、財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第28号「令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ69万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,915万1,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

第2条は繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は第2表、繰越明許費によりたいというものであります。今回の補正は、事業費の確定及び精査によるものを計上したものであります。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。

1款1項、事業名は坂下東第一地区土地区画整理事業でありまして、翌年度へ繰り越して使用できる金額を2,815万9,000円にしたいというものであります。

繰越しの理由としましては、建物等移転について、建設資材の高騰や調達が困難となり建設計画を見直す必要が生じたことから、年度内の完了が見込めないため繰り越すものであります。なお、繰り越す期間につきましては、令和5年12月を予定しているところであります。

事項別明細書の1ページをお開きください。1、総括、歳入であります。

2款財産収入から3款繰入金まで補正額は69万1,000円の減となり、補正後の歳入合計は2億2,915万1,000円となります。

2ページをご覧ください。歳出であります。

1款事業費について補正額が69万1,000円の減となり、補正後の歳出合計は2億2,915万1,000円となります。また、補正額の財源内訳は、特定財源として、その他の特定財源が141万円の増、一般財源が210万1,000円の減となっております。

3ページをお開きください。歳入であります。

2款1項1目不動産売払収入141万円の増は、処分を予定していた保留地の変更に伴い増額するものであります。

3款1項1目一般会計繰入金210万1,000円の減は、不動産売払収入の増及び事業費の確定に伴い減額するものです。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目坂下東第一地区事業費は69万1,000円の減であります。12節委託料34万9,000円の減は、建物等調査算定業務委託費の確定によるものであります。21節補償補填及び賠償金34万2,000円の減は、移転補償費等の額の確定によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第29号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,580万8,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によりたいとするものであります。今回の補正は、事業費の確定によるものを計上したものであります。

1 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1 ページをお開きください。1、総括、歳入であります。

2 款使用料及び手数料から3 款繰入金まで補正額が29万2,000円の減となり、補正後の歳入合計は6,580万8,000円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款農業集落排水事業費の補正額が29万2,000円の減となり、補正後の歳出合計は6,580万8,000円となります。また、補正額の財源内訳は、その他特定財源が115万9,000円の減、一般財源が86万7,000円の増となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

2 款1 項1 目使用料は115万9,000円の減であります。これは、水需要減に伴う使用料収入見込額の減によるものであります。

3 款1 項1 目一般会計繰入金86万7,000円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款2 項1 目維持管理費は、29万2,000円の減であります。10節需用費36万円の減は、施設修繕料の確定によるものであります。12節委託料6 万8,000円の増は、使用料徴収収納事務経費の確定によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第30号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

第1条として、令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は、令和4年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

第1 款水道事業収益を、既決予定額5 億1,511万6,000円から1,474万4,000円を減額し5 億37万2,000円にしたいというものであります。

第1 款水道事業費用を、既決予定額4 億9,655万5,000円から1,013万円を減額し4 億8,642万5,000円にしたいというものであります。

次に、第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億999万7,000円の補填財源を、過年度分損益勘定留保資金 1 億247万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額752万1,000円に改め、第 1 款資本的支出、第 4 項予備費を第 5 項に繰り下げ、第 4 項をその他資本的支出に改めたいというものであります。

第 1 款資本的収入を、既決予定額9,955万1,000円から2,921万8,000円を減額し7,033万3,000円にしたいというものであります。

裏面をお開きください。

第 1 款資本的支出を、既決予定額 2 億1,699万2,000円から3,666万2,000円を減額し 1 億8,033万円にしたいものであります。

第 4 条、予算第 5 条に定めた企業債を次のとおり補正したいというものであります。

借入限度額を1,670万円減額し3,530万円にしたいというものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

今回の補正の主なものにつきましては、配水管敷設替工事費等の確定に伴う国庫補助金、企業債及び建設改良費の減額、水道事業収支全体の確定見込みに伴う精査により計上したものであります。

1 ページをお開きください。実施計画収益的収入及び支出であります。

詳細につきましては5ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2 ページをお開きください。実施計画資本的収入及び支出であります。

詳細につきましては7ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の2,361万201円から604万1,932円減額し1,756万8,269円となり、資金期末残高は 8 億1,190万9,473円となります。

4 ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5 ページをお開きください。予算明細書であります。

まず、収益的収入について申し上げます。

1 款 1 項 1 目給水収益2,094万1,000円の減は、有収水量が減少したため水道使用料を減額補正するものであります。

2 目受託工事収益31万8,000円の減は、受託工事の見込みがないことから全額を減額補正するものであります。

3 目その他の営業収益583万7,000円の増は、新規加入件数の増による加入金の増、雑収益の減は、消火栓維持管理負担金の減並びに使用料徴収負担金の増によるものであります。

1 款 2 項 3 目雑収益67万8,000円の増は、不用メータ売却個数及び単価確定に伴う不用品売却益の増、一斉交換メータ個数確定によるメータ取替差益の増であります。

6 ページをご覧ください。収益的支出であります。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費70万円の減は、受水量が減少したため受水費を減額補正するものであります。

2 目配水及び給水費139万円の減は、本年度支出見込額を精査したことによる委託料

及び修繕費の減によるものであります。

3 目受託工事費33万3,000円の減は、受託工事の見込みがないことから全額を減額補正するものであります。

4 目総係費 8 万円の減は、本年度支出見込額を精査したことによる旅費の減によるものです。

1 款 2 項 2 目雑支出130万1,000円の増は、一斉交換メータ個数確定による不用品売却原価の増、課税売上高に占める補助金や負担金等の特定収入割合が 5 %を超える見込みとなることによる特定収入に係る仮払消費税の増であります。

3 目消費税及び地方消費税892万8,000円の減は、今回の補正額を基に計算し、納付額の減額分を計上したものであります。

7 ページをお開きください。資本的収入であります。

1 款 1 項 1 目企業債1,670万円の減は、起債対象事業費確定により上水道施設整備事業債を減額するものであります。

3 項 1 目他会計負担金719万2,000円の減は、消火栓移設等負担金の増及び水道移設補償対象路線の精査による減であります。

5 項 1 目寄附金25万円の減は、寄附の見込みがないことから全額を減額補正するものであります。

6 項 1 目国庫補助金507万6,000円の減は、補助対象事業費の確定による国庫補助金の減であります。

8 ページをご覧ください。資本的支出であります。

1 款 1 項 1 目事務費9,000円の減は、本年度支出見込額を精査したことによる保険料の減であります。

2 目メータ費 8 万1,000円の増は、本年度新設件数を精査したことによる増であります。

3 目固定資産購入費3,655万5,000円の減は、構築物の下水道事業施工区域内の配水管敷設替工事費及び機械及び装置の中央監視室監視盤改修費確定により減額するものであります。

6 目リース債務支払額20万円の減は、新規リース契約車両の納車日及びリース額確定による減であります。

4 項 1 目その他支出 2 万1,000円の増は、令和 3 年度の課税売上高に占める補助金及び負担金等の特定収入割合が 5 %以下となったため、令和 3 年度に交付を受けた国庫補助金に係る消費税等相当額の返還が生じたことによる増であります。

9 ページをお開きください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入 5 億37万2,000円、収益的支出 4 億8,642万5,000円、税込当期純利益1,394万7,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額752万1,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 8,000円を差し引き、税抜き当期純利益は641万8,000円となるとところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)の不足額1億999万7,000円の補填財源につきましては、下段、補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

以上をもって議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず、議案第23号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算(第9号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

ちょっととんちんかんな質問だったら申し訳ございません。前回の補正のときにご質問すべきだったんですけれども、出産・子育て応援給付金についてなんですが、これは恐らく令和4年度に生まれた分の給付だと思うんですけれども、今、順次、給付が始まっておりますけども、この給付の関係でこれが繰越しになる可能性というのはないのでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

前回、臨時会のときに計上させていただきましたが、その分については4年度分というように計上しておりますので、5年度分については当初に上げていますので、ご理解いただきたいと思います。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

理解するところなんですけども、今多分申請が順次受付になっていて、令和4年度分というのは重々分かるんですけれども、その振込みの関係で、例えば、今は多分、第一申込みがあった分の振込みがあったと思うんですね。この後、振込みがあると思うんですけれども、その後、令和4年度分の申請の振込みというものが、令和4年度分の申請

があった場合の振込みというものはどういった扱いになっていくのか。この金額の中で繰越しになるのか、でもそれは令和5年度の予算として令和4年に生まれた子供の分が振り込まれるのかということです。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

昨年の4月1日から生まれた部分について、例えば年度をまたがってというような意味合いかと思います。その分についても、またがったとしても令和4年度として5月までについてはお支払いするというような形になります。なるべくその対象者の方に申請が未申請にならないような形で当然進めさせていただきたいと思います。

以上です。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

じゃあ、繰越し扱いにはならないということですね。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

はい、そういうことでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

22ページの障害者福祉費の19節自立支援給付費が1,000万円減となって、その理由につきましてはコロナ禍によって利用者が減だったと、減ったためということのご説明だ

ったんですけれども、そういう自立支援を必要としている人に対して利用できない状態というのについて、別の対策をたてたのかどうかお聞きします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

まず、この1,000万円の減につきましては、この利用者の死亡1名と、長期入院していた方の2名減と、利用減というような形になります。また、あわせて、先ほど説明があったかと思いますが、施設でのコロナ発生等による受入れができなかったというような、今のところじゃあその対策はしているのかということなんですけれども、なるべく町として利用していただけるような形で施設のほうとお話ししていますが、何分コロナ禍というようなことで受入れできなかったのは事実でございます。介護のほうもそうなんですけれども、特養さんのほうもなかなか受入れできないというかそのような形で、折衝はしていたんですけれども、できなかったというのが事実でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

今のところの22ページのところの自立支援という話、その上の扶助費の中の重度障害者支援事業、これが300万円の減と。入ってくるお金としては、9ページのちょうど真ん中ぐらいなんですけど、重度障害者支援事業補助金対象150万円の減、この理由としてはいずれも対象者の減という説明でありました。これはその対象とする基準が変わって対象者が減になったのかどうか、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

こちらについては、対象者の死亡と、あと、転出1名ほどというようなことで、そのような形で減になったというようなことでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

24ページ、衛生費の予防費の中で予防接種259万5,000円減というので、乳幼児の接種すべき人の見込みが違ったというようなことだと。かなり誤差が大きいのかなというように思ったんですけども、その辺はいかがですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

こちらについては、接種の減もあるんですけども、その中に健康管理システムの接種による業務委託の部分が、改修業務についてそれほどでもなかったというような部分も入ってございます。確かに接種の部分が見込みよりも少なかったというのは事実でございしますが、そのシステム改修の部分が安価であったというようなところも、併せて減という形でございます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

本年度予算の中にもあったんですけども、保育士さん等の処遇改善ということで大変いいことだと思いますけれども、マイナンバー等の事業についても、会計年度任用職員を雇用したりということであるんですが、ちょっと見ると、シルバー人材センターに委託している部分というのが、学校にしろ、ここにはありませんけど、本庁でも仕事をいただいています。

その中で、最低賃金で働いていて、これは雇用形態ですからしょうがないといえましょうがないんですけど、事業主だからということで、最低賃金で働いていてなおかつ費用として払っているということで、最低賃金以下で働いていただいているようなふうには私は思っているんですけど、役場というか官庁としてそういう働かせ方でいいのか、雇主でありませんけれども、実際に仕事をしているわけなので、その辺は直で雇うとか、そういう状態を改善するという余地は何も考えていないのかどうかお伺いします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

シルバーの委託については、毎年、予算編成の前に最低賃金と照らし合わせて、シルバー人材センターで手数料を取りますので、その分を除いた中で最低賃金との見比べをした中で、ここ最近、最低賃金も上がっておりますので、それに合わせた改定を行っております。ただ、以前から著しく安いものもありましたのでちょっと最低賃金に届いていないものの一つ、二つあるかもしれませんが、現段階では最低賃金を上回る額が手元に行くような金額で契約をしているということと、シルバーを通すことによってやはりお年寄りの働き場の場を確保するという意味もありますので、一概に直接雇用とかシルバーへの委託とかそういったものでちょっと語れない部分があるのかなというふうに考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

26ページの農業総務費で、農事組合事業の関係で野ソ駆除というふうなお話がありました。多面的で活動している集落が多い、多いというかほとんどだと思いますが、多面的の事業の中で野ソ駆除ということをやっている、あるいは農薬を購入しているというようなところがあると思いますが、そういう指導になるのか、これは別だというふうな指導の仕方になるのか、お知らせください。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

これにつきましては、今ほど議員おっしゃったとおり、多面的でもやってございます。どちらでやってもらっても構わないということで、町としましては、こちらの農事組合のほうでやっていただければ農協さんのほうから請求は上がってきてお支払いすると、多面的でやれば多面的のいわゆる支払いの部分で調整していくという形で、どちらでや

っても構わないという形でやっております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

15ページの9目、過疎対策の主に地域おこし協力隊というところなんです、これが3人が2人になったというお話なんですけれども、この減になった要因といいますか、求めるものと先方の内容が変わってしまって、ミスマッチでそうってしまったのか、その辺のところをお聞きしたいのと、それを今後どのようにして生かしたいと思っているのか伺いたいと思います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

当初3名を予定しておりまして、今いる2名の活動と、あと、スポーツ振興ということとで予定しておりますが、やはり受入体制の整備等も含めてなかなか募集まで、募集していないということはない、募集まで至らなかったということと、もともと土田隊員が2月途中でおやめになったということもございまして、合わせての減額ということであります。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

募集までいかなかったということなんです、次年度に向けてはこの話合いといいますか、この教訓をどのように生かしていくのか伺いたいと思います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

やはり受け入れる側としても相当の準備が必要だということもございます。我々もこれまで受入れしてきた実績とノウハウがありますので、そういったことをもって受け入れる担当部署と細かく協議をしながら、整い次第、早めに募集をかけたいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

24ページの4款衛生費、1項3目の環境衛生費、今回772万1,000円の補助金が確定したから減額ということなのですが、非常に大きい金額なんですけども、この減少となった要因、どういう原因なのか、分析はどうかさっていますでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当初予定しておった浄化槽の数が減ったということでございます。これについては、当然その年々で、例えば新築住宅であったり、改築等々によって浄化槽を整備するような場合もございますが、基本的にはやはり新築戸数等々が少なかったという部分と、やはり公共下水道区域が拡大しつつございますので、その辺の要因が重なり合って、今年に限っては、劇的には増改築分で7人槽が4基、それから新築分で7人槽が6基というような数字になってございますので、少ない年もあれば予定していた基数が全てはけるときもあるというようなことでご理解をいただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

14ページの第1項1目の12節委託料ですが、職員健診等で140万円マイナスされてお

りますけれども、職員人数でこれは予算を立てていると思いますが、定期健診等を受けなかった人がいるとかそういう意味ではないんですね。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

これは議員おただしのとおり、職員の定期健診でございます。その中で、今回、減の要因となりましたのは、婦人科検診についてでございます。子宮がん検診と乳がん検診のいわゆる受診者が減ったという状況であります。その減った要因は、今年度の人間ドック受診者が女性が多かったということで、子宮がん検診で21人が人間ドックのほうで受診された、乳がん検診については32人が人間ドックのほうで受診されたということで、結果的にどちらかで受診はしてございますので、受診の内訳が変わったというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

27ページ、農業費の8款1項3目狩猟免許取得事業で13万円減ということですが、取得すべき人がいなかったということなのか、何名受けられたんでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

こちらにつきましては、新規で2名の方を予定してございましたが新規で1名の方ということで、最大15万円程度補助で出せるわけでございますが、ただ、今回1名分ということで13万円の減という形でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

27ページ、商工費、7款1項2目の空店舗活用の補助金ですけれども、中には1回空き店舗を利用して2年、3年とやったけれども、立地条件でちょっと別なところに移ったと、そういうことで二度、三度とこういうのは利用できるものなののでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

こちらにつきましては、商工会さんのほうと協力して出しているわけですが、商工会の空き店舗を利用する際に新規でやる場合もございますので、その場合に商工会に加入するというのが条件で空き店舗の補助を出しているということになってございます。そうすると、商工会に加入している方が新たにということにはなりませんので、1回という形になります。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

14ページでございます。2款総務費の5目財産管理費、24節積立金についてなんですが、こちらで記載されている福祉基金について先ほど説明がありましたが、もう少し詳細について説明のほうをお願いいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

繰替運用の返済、積立てということ、積立償還ということになります。こちらについては、福祉基金を平成13年から17年の5か年間にわたって繰入れをしたものの残高が2億8,500万円ほどございました。今回、補正予算の中で剰余金が見込めるということで、

それに対して借入時に設定しました0.03%の利息を、21年間借りていますのでその分の利息を付して、繰入れしたので積立てという形で一部償還をさせていただくというような内容になっております。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

なかなか繰戻しされなかったのがようやく補正で入ってきたというような形ですが、繰戻しが遅延していた期間がかなり長かったと思いますが、その辺り、どのように考えているのかおたいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

今ほどお話ししました平成13年度からの繰替運用については、22年度までは返済をしていたというような状況でございます。22年度以降、計画にのっとりた返済積立てができていないというような状況であったということは確かです。

23年度以降になります。このときどういったことがあったかということ、22年度から25年度にかけてなんです、第2次教育施設適正配置がちょうど山場を迎えておりまして、町としてはこの時期に未来への大きな投資をしたというような状況になって、それ以降、財政状況が大分厳しくなったという現状もございます。

基金の残高等で見ると、行政センターの積立てを途中からした経過はあるんですが、それ以外の基金、合計で1億円を行ったり来たりと、割り込んだり越えたりというような状況がございまして、平成29年度には財政調整基金の残高2,000万円というような状況で、これは総務省からもある意味注目を浴びた時期でもあって、基金の残高がないばかりでなく、毎年の財政運営にも窮していたというような状況にあります。

そのような状況から、30年度後半から健全化計画である財政アクションプランを策定しまして、町民の皆様にも少し我慢をいただきながら財政健全化を重点的に進めてきたという経過がありまして、その結果、目標としておりました標準財政規模の10%の財調の積立てが可能になったということと、当然大きなプロジェクトであります行政センター基金についても7億円を超える積立てが今できつつあり、目標とする10億円まで何とかめどが立ちそうだということもありましたので、今回積立てに至ったわけですが、やはり財政の健全化を優先したという結果、今まで繰替運用していた基金への繰戻しができなかったということでございます。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、佐藤宗太君。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

今後大きな事業が新庁舎も含め控えているわけですが、繰戻しに対する今後の考え方についておたじいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

新たに返済計画というものを立てましたので後ほど説明をさせていただきますが、今後の返済については、町としては20年以上返済が滞っているというような責任が当然あります。これに対しては、やはり確実に設定した利率を含めて計画的に返済していくということ、これ計画上は14年度まで一応返済するということで計画をしておりますので、こちらに責任を持って取り組むということが町としての役割だろうというふうに認識しております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

29ページ、土木費、河川費です。工事請負費として今回については16万3,000円の減なんです、準用河川等堆砂除去、田沢川という説明がありましたが、現在の状況について計画の何%ぐらいまで進捗したんでしょうか。分かる範囲でいいです。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

準用河川の堆砂土砂の撤去というようなことでございます。何%と言われても、毎年

毎年、土砂は少なからずとも堆積していくというようなことで、取りあえず堆積が低いところ、量が多いところを優先的に進めさせていただいているところであります。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

今現在で考えられている、ここもしないといけない、あっちもしないといけないというところがあると思うんですが、そういうところを見たときにどのくらい進んでいるのかなということなんですが、お願いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

準用河川、それぞれ延長についてはまちまちでございます。その中で半分ぐらいは進んできたのかなという感じではおりますが、まだまだこの先5年ないし10年ぐらいは、末端に行くまで多分時間を要するものと考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

33ページで、10款4項幼稚園費です。12節委託料の通園運転業務ということで320万円の減になっています。自分のこととお話するのも何なんですけど、3歳児でうちのほうは児童が少ないということでバスはないんですね、幼稚園のバスがない。定期バスはあるんですよ。でも、バスを出すまでもちょっとないということで、タクシーで通園してくれということでありがたく配慮していただいたんですけど、3歳児が1人でタクシーに乗るといのはやっぱり抵抗があるというか、ここでも申し上げましたが、運転手が怖いとか怖くないとかは別にして、やっぱり優しくしていただいたんですけども通いきれなかった、結果的に。そのあおりをくってか、隣の集落の方も自分で送っていかざるを得なくなっています。近くだといひんですけど、あそこから幼稚園の送り迎えは坂下に必ず2回来なくちゃいけないという状態になっています。

常任委員会でも申し上げたんですが、定期バスになぜ乗せられないのかなと疑問に思っていました。やっぱり定期バスだと子供がいっぱい乗るわけなので最初から1人ではない、おまけにお姉さんもいまして一緒に乗れば乗ってこられる。ただ、今回の条例改正もありましたけども、バスなどについて安全装置とかそういうのを付けなくてはいけないよというようなことも新たにできましたが、やっぱり通園しやすい環境、そういうのを考えていくべきでないのかなと思っています。その辺についてはどのような考えがあるか、お聞かせください。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

ただいまの件は常任委員会でもお聞きして、そういう理由でタクシーの運行ということでご利用をなさっていないのかなという実情が分かったところです。

それで、ご提案があったバスの利用ということで、路線バスの利用ということなんですが、幼稚園のほうとも話をしたところです。やはり3歳児をちょっとそのバスに一般の方と同じく乗せるのには、やはり座席の問題だったりシートベルトの問題、あとは通学途中の時間帯によってトイレの問題も起きるようなことがあるそうです。幼稚園でまず引渡しになっているので、路線バスから降りて幼稚園まで連れていくのに誰がそこにつき添って行くのか、小学生と一緒にだけ小学生は小学校に入ってしまうというような、そういう課題もいろいろ出されたところです。

今の幼稚園バスについて、令和5年度についてはタクシーを利用せずに、今のところは希望のあったバス利用の方については、全路線幼稚園バスで通園ということで今路線を策定しているところですが、それこそ今のような課題もありますので、どのような方法がいいのかということも併せて、今後、様々な詳細について協議していく必要があるのかなということで、現場の考え方も含めてこれから協議をしていきたいと思っています。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

以前は一般のバスで通園していたようなこともお聞きしましたし、幼稚園バスだったならば必ず先生が乗って乗り降りとかを確認することも必要なのかなと思います。それをきちんとすればそう問題なさそうに見えるんですが、なおいろんな点については研究してもらいたいと思います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

今それこそ置き去り、降りる確認とか様々なことで細かな指導が出てまいります。それらも含めた上で、こちらのほうで協議していきたいと思っております。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

休憩のため休議といたします。再開を2時10分といたします。（午後1時59分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後2時10分）

次に、議案第24号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第24号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第25号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

6ページの歳出なんですが、非常に1億1,157万1,000円と補正額が多いわけなんですが、この利用するのに皆、利用減、利用減ということなんですが、利用減の背景というのは介護の方が少なくなったのか、また利用したくてもできないから減ってしまったのか、そういう分析はどのようになさっているんでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今回この補正で、結構な金額の減というようなことで、私自身も非常にどうなんだろうなということでちょっと中身を見てみましたら、まず、このコロナ禍というのも変ですけども、なかなか読めないというのも現実です。

例えば分かりやすいところをちょっとお話しすると、この6ページの施設介護サービス費とかあるかと思います。一番大きく7,600万円ほど減になっているわけでございます。これについては、これは分かりやすく、介護計画の中で寿楽荘さんに10床ほど増設するわけだったんです。けども、このコロナ禍によって10床の増設ができなかったことによる大体減というようなことになります。そのほか、居宅介護サービス3,800万円というようなことについては、これは受入側というよりもその利用者、利用者の利用控えというのが非常に大きいところかと思っています。

また、例えば、私もちょっと悩んでいるところなんですけども、例えばこの6ページの2款1項2目の地域密着型介護サービス費のほうは600万円ほど増となっていて、この介護予防の下の7ページのほうの予防サービス費はマイナスということなんです。当初の予算のベースもあるんですけども、地域密着型というと当然言葉のとおり、坂下町の人が坂下町の施設を使うというようなところで、コロナ禍になれば、ある程度他から入ってこないで、ある程度使いやすいというか、そういうようなことで上のほうは増というような形にはなるんですけども、下を見たときにマイナスということになると、こっちのほうは何でなのかなというようなことで、私も今これを踏まえて分析中でございまして、なかなかコロナ禍で同じ、要支援と要介護があるんですけども、その中でも施設によってプラスとマイナスがあるというようなことでちょっと読めない部分があります。

今回このような形で3月補正で減しましたが、そうすると令和5年度はどうなるのかなというようなことで、それはある程度、当然これは予測した形で令和4年度のベースを若干上乘せした形でやっておりますので、利用控えの反動というようなこともあろうかと思っていますので、それに対する予算的な部分は令和5年度も取っておりますので、それで進めさせていただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「令和4年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号「令和4年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」

に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

今回、繰越明許で想定外の湧水ということではなされているんですが、たしか去年も想定外の湧水が何かで工事が延びているとかいろいろあったと存じますが、地質調査というのはしてはいるんでしょうけれども、その調査が少し綿密でなかったのかなんて思うんですけども、そのことについてはどのように考えていますでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当然、工事に入る前、地質調査は進めてございますが、あくまでもこれはピンポイントでの地質調査となりますので、なかなか現場にそぐわない調査結果が出ているのも事実でございます。ただ、どうしても本町、どちらかというと北水位が高いということで、これは水があふれるような状況にはなりますし、ある程度の湧水は、当然想定はしておりますが、想定外の湧水によって施工能率が落ちたということでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

3ページの不動産売払収入141万円ございますが、これは何平米だったんでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今回は2か所、トータルで3か所になります。46平米、それから32平米、45平米というような3か所分でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号「令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別

会計補正予算（第３号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「令和４年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号「令和４年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和４年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第５号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第16、総務産業建設常任委員会に付託しておりました請願第1号「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出請願書」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

去る令和5年3月8日、午前9時56分より、北庁舎会議室にて委員7名出席の下、総務産業建設常任委員会を開会いたしました。

付託された案件として、請願第1号「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出請願書」を議題とし、審査をいたしました。委員からは、毎年のもので、県の最低賃金は低く制限まで引き上げたいので賛成だ、最近の物価高騰もあり早急に政府に届くように願いたい、賛成であるなどの意見がございました。

委員7名全員賛成の下、本請願は採択すべきと決せられました。

報告は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。本件について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって請願第1号に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出請願書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

この請願に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに可決されました。

◎発議第1号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第17、発議第1号「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

去る令和5年3月8日、午前9時56分より、町役場北庁舎会議室にて委員7名全員出

席の下、「最低賃金引上げと早期発効を求める意見書（案）」について協議をいたしました。

協議の内容は次のとおりでございます。

新型コロナウイルス感染症はワクチン接種も進み、経済は緩やかな回復基調を見せているものの、製造業を中心に海外サプライチェーンの影響が続き、部品不足、資材不足の影響でいまだ生産調整などを余儀なくされております。また、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により働く者の生活はより厳しさを増しており、経済、物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題となっております。つきましては、賃金の経済政策として最低賃金引上げの重要性を強く認識し、次の事項について要望いたします。

1、福島県の最低賃金は早期に1,000円を目指した引上げを行うこと。特に国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により働く者の生活はより厳しさを増しており、経済、物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、政府の骨太の方針2022で早期に最低賃金全国平均1,000円以上となることを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めていただきたい。

2、中小企業等が最低賃金引上げ原資捻出のため、価格転換をはじめとした環境整備の充実の強化を図ること。

3、最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として取り組むこと。

4、福島県最低賃金改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し可能な限り早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月16日。福島県河沼郡会津坂下町議会。内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長宛て。

以上、議員皆様の満場一致のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第1号「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎継続調査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第18、継続調査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会、広報広聴特別委員会及び新庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにより決定いたしました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第1回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

3月2日から本日までの15日間、議員の皆様方には、終始真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。本会に提出いたしました案件は追加議案を含め30件でありましたが、人事案件をはじめ条例の制定及び改廃、一般会計並びに各特別会計の予算や放棄した権利の額の変更についてなど、全議案について原案のとおり議決を賜りまして心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に議員の皆様方から寄せられました貴重なご意見、ご提言は町民の声でありますので、早期に実施可能な取組につきましては速やかに着手してまいります。

町では、令和5年度を新しいまちづくり元年と位置づけ、20年、30年を見据えた新庁舎建設の具現化や、現役場庁舎周辺の跡地利用についても一体的に進めてまいる考えであります。

また、人口減少を緩やかにし、持続可能なまちづくりを推進するため、過疎対策を最重点事業に位置づけ、交流人口対策、関係人口対策、定住人口対策に少子化対策を加えた四つの人口対策について取り組んでまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これもちまして、令和5年第1回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後2時35分）

直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

議会運営委員会終了後、議会全員協議会を大会議室において開催いたしますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月16日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員